特定建築物排出量削減計画書に係る手続きフロー

建築物に係る地球温暖化対策

特定建築主

■対象者
・建築物の新築又は増築（いずれも延床面積が2,000平方メートル以上）を行おうとする建築主

■「特定建築物排出量削減計画書」の作成（条例第２３条）

［計画策定項目］
・建築物の断熱性能の向上
・自然エネルギーの利用
・緑化、雨水利用等

計画書の変更

■「特定建築物排出量削減計画変更届出書」の作成（第２４条）

■「特定建築物工事完了届出書」の作成（条例第２５条）

京都府

提出	土木事務所	送付	建築指導課	送付	地球温暖化対策課
提　出	計画書の受付 ・計画書の記載事項、添付資料等の確認 計画書に受付印 ・（受付年月日）を押印 受付簿（受付年月 ・日、事業者名）の作成	送付	計画書の受理・審査	送付	計画書の公表 ■府庁における閲覧 ■インターネット（府ホームページ）の利用による閲覧
提　出	変更届出書の受付	送付	変更届出書の受理・審査	送付	変更届出書の公表
提　出	工事完了届出書の受付	送付	工事完了届出書の受理・審査	送付	工事完了届出書の公表（条例第２６条）

■提出期間
工事着工予定日の２１日前まで

・提出部数
正副各１部（２部）

■提出期間
当該工事完了後１５日以内

・提出部数
正副各１部（２部）

■指導・助言（条例第60条）　■報告書の徴収（条例第61条）
■勧告・公表（条例第62、63条）